

## 令和 7 事業年度 医療機関等情報化補助業務事業計画

令和 7 事業年度における医療機関等情報化補助業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下「法」という。）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、保険医療機関等へ支援する補助金等の支出を行うものである。
2. 法第 33 条第 1 項の規定により設けた医療情報化支援基金から  
70,457,402 千円  
（保険医療機関・保険薬局のオンライン資格確認：380,626 千円）  
（電子カルテ標準化：8,352,887 千円）  
（電子処方箋導入：54,789,873 千円）  
（訪問看護ステーション等のオンライン資格確認：6,934,016 千円）  
を取崩し、保険医療機関等へ支援する補助金として  
68,304,818 千円  
を支出することを予定している。
3. 地域診療情報連携推進費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として  
38,638,118 千円  
（訪問診療・柔整あはき等のオンライン資格確認：18,047,829 千円）  
（生活保護指定機関（医療扶助）のオンライン資格確認：7,534,351 千円）  
（マイナンバーカードの健康保険証利用の利用促進：5,344,266 千円）  
（公費負担医療の受給者証等とマイナンバーカードとの一体化：2,906,079 千円）  
（電子処方箋の機能拡充（リフィル等）：4,257,637 千円）  
（マイナ保険証利用促進のための周知広報経費：547,956 千円）  
を受け入れ、保険医療機関等へ支援する補助金等として  
33,854,009 千円  
を支出することを予定している。

## 令和 7 事業年度 支払基金連結情報提供業務事業計画

令和 7 事業年度における支払基金連結情報提供業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下「法」という。）第 24 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、連結情報照会者に対し、厚生労働省令で定める情報の提供を行うための履歴照会・回答システムを安定的に運用するものである。
2. 法第 12 条第 3 項の規定に基づき、連結情報照会者から納付される手数料として、  
手数料 90,555 千円  
を受け入れることを予定している。
3. 法第 39 条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される補助金として、  
補助金 6,599 千円  
を受け入れることを予定している。
4. 国保中央会との調整金として、  
共同運営調整金 5,342 千円  
を受け入れることを予定している。
5. 前 2 から 4 の手数料等により、法第 24 条第 1 項第 2 号及び第 3 号（第 2 号に係る部分に限る。）の規定に関する必要な経費として、  
事務取扱費 97,829 千円  
を支出することを予定している。

## 令和 7 事業年度 支払基金電子処方箋管理業務事業計画

令和 7 事業年度における支払基金電子処方箋管理業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 第 24 条第 2 項各号の規定に基づき、電子処方箋管理サービス等の機能改善に向けたシステム改修を実施するとともに、安定的な運用を図る。
2. 法第 39 条の 2 第 1 項の規定に基づき、医療保険者が負担する運営負担金として  
運営負担金 659,817 千円  
を受け入れることを予定している。
3. 保険薬局から徴収する調剤済み処方箋の保存サービス利用料として  
保管手数料 6,285 千円  
を受け入れることを予定している。
4. 地域診療情報連携推進費として  
補助金 1,552,898 千円  
を受け入れることを予定している。
5. 前 2、3 及び 4 の運営負担金等により、法第 24 条第 2 項の規定に関する必要な経費として  
事務取扱費 2,222,773 千円  
を支出することを予定している。
6. 国保中央会との調整金として  
共同運営調整金 17,686 千円  
を支出することを予定している。